

平成23年 8月18日

姫路市長 石見利勝

イベントゾーン基本計画検討懇話会要綱を次のように定める。

イベントゾーン基本計画検討懇話会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市都心部まちづくり構想（平成18年3月策定）において整備の基本的な考え方が示されているイベントゾーンについて、整備の指針となる基本計画の策定に当たり、幅広く意見を求めるためのイベントゾーン基本計画検討懇話会（以下「懇話会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、イベントゾーン基本計画の策定について必要な事項の調査及び検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(構成)

第3条 懇話会は、20人以内の委員で構成する。

(委員の指名)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体が推薦する者
- (3) 公募に応募した者
- (4) 市議会議員
- (5) 関係行政機関の職員

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を統理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

（アドバイザーの指名）

第7条 会長は、適当と認める者をアドバイザーとして指名することができる。

2 会長は、アドバイザーを会議に出席させ意見を聴取することができる。

（事務局）

第8条 懇話会の庶務は、姫路駅周辺整備室において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月18日から施行する。

2 この要綱は、第2条に規定する報告をしたときに、その効力を失う。

3 この要綱の施行の日以後最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。